主 文本件抗告はこれを却下する。 抗告費用は抗告人の負担とする。

本件抗告理由の要旨は、

相手方は昭和二十三年十月二十八日本件当事者間の大分区裁判所昭和十八年(ハ)第二三六号同十九年(ユ)第二〇号建物明渡調停事件の執行力ある債務名義に対し、大分地方裁判所に請求異議の訴を提起し、且つその執行の停止を命ぜられたい旨の申立を為し、同裁判所において同月二十九日強制執行停止決定を為した。ところで相手方の右請求異議の訴における主張事実は、相手方においてさきに昭和九、十年中本件家屋を新築してその所有権を取得しているから、本件債務名義による執行は不当である。というのであるが、それは調停成立以前の出来事についての言分であつて、そのことは既に調停の効力上、最早や争う事の出来ない所有権の帰属に関する事柄である。

尚その主張として、該調停は法律行為の要素に錯誤があるから無効であるとの趣旨を附加しているけれども、これは前述のように既に争うことのできない調停成立以前における所有権を争い、その結果を法律行為の要素の錯誤に結びつけたものに過ぎない。これを要するに、相手方の右異議の主張は、いずれも民事訴訟法第五百四十七条第二項にいわゆる「異議のため主張したる事情が法律上理由ありと見えたるとき」に該当しない。まことに請求に関する異議に名をかりその執行を引延ばし、その間の日をかせがんとする一手段に過ぎたいのであるから、原決定を取消し、停止命令申立却下の裁判を求める。

というのである。

先ず本件抗告の適否について檢討する。

民事訴訟法第五百四十七条第二項の異議の訴における強制執行停止決定に対しては、同法第五百五十八条の即時抗告を為すことができるとする所説がいてはない。右第五百五十八条の規定によれば「張制執行の手続において、明示するとが、右第五百五十八条の規定によればで、その裁判の性質について明示するとないけれども、独立した不服申立の対象となる裁判は、それ自体においてを表してある。ところが、前記法条のおりであることを要するものと解さなければなるまい。ところが、前記法条の制執行停止決定は、將来為さるる異議の訴についての判決の効果を無に帰せのにもいての対象となるに至るについての異議の訴になるととを要するものと異議の訴になるととを要するものであり、ところが、前記法条の制執行がある。ところが、前記法条の制決がある。ところが、前記法条の制決がある。ところが、前記法条の制定に、方を表しての対象の対象の関に、その言語のであり、異議の訴にない。

〈要旨〉従つて、右停止決定は民事訴訟法第五百五十八条の即時抗告に服すべき執行上の独立する裁判に該当しないも〈/要旨〉のと解するのが相当であろう。さすれば、本件の停止決定に対しては右法條による即時抗告は許されないことになるし、且つこれに対し不服の申立を許している規定は他に見当らない。

もつとも、再審を求める申立のあるとき、及び仮執行の宣言を付した判決に対して上訴を提起したとき、又は仮執行の宣言を付した支払命令に対して異議を申立てた場合の強制執行停止決定(民事訴訟法第五百条第五百十二条に対しては、不服を甲立てることができない(右第五百条第三項)旨の規定があるにかかわらず、本件の停止決定については、不服の申立を禁ずる規定こそないけれどもそれだからといって、本件の停止決定に対しては不服の申立を許しているものと速断すべきではなく、むしろ、両者の停止決定の間に性質上の差異が認められない点からして、右第五百条第三項の規定を類推して、本件の停止決定の場合にも、不服の申立ができないものと解するのが相当であろう。

されば本件抗告は不適法といわなければならないから、これを却下し抗告費用の負担につき民事訴訟法第八十九条、第九十五条に則り、主文のように決定する。

(裁判長裁判官 小野謙次郎 裁判官 桑原国朝 裁判官 森田直記)